

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

米上院、新STARTの批准を承認

むしろ深まるオバマ政権の桎梏

日本自身の「核なき世界」への行動が状況を変える

米ロ「新START条約」は、12月の米上院の批准承認によって発効に向けて大きく前進した。しかし、上院の批准承認決議が付した条件や解釈は、オバマ政権への新たな頸木(くびき)となり、一歩間違えれば条約の存在意義さえ危うくしかねない危険性を含んでいる。ロシア議会でもこれに対抗する決議が採択されようとしている。予想される困難を克服し、条約発効を真の「新しい出発(New START)」とするためには、市民社会からの強力な圧力が必要である。

待たれた批准承認

10年12月22日、米上院は新START条約¹の批准を賛成71(うち共和党13)、反対26で承認した。批准承認のためには上院の3分の2以上の賛成が必要であった。11月の中間選挙で民主党が6議席を失った結果、11年1月から新構成の上院の審議に付されれば、条約の前途はきわめて厳しいものとなったであろう。クリスマス休暇直前の12月22日は、批准承認のための最後のチャンスであったといっても過言ではない。

オバマ大統領は12月22日の記者会見で、共和党を含む超党派的支持に感謝しつつ次のように喜びを語った。「(新START条約は)最近20年で最も重要な軍備管理条約であり、我々をより安全にし、ロシアとともに我々の保有核兵器を削減するというものだ。この条約の下で、わが国の査察官は再びロシアの核基地に足を踏み入れる。我々は『信じる。しかし検証する』ことが可能になる」。

新START条約の意義は、検証を伴う米ロ核軍縮プロセスの再開にとどまらない。条約前文(2ページ・資料1に全訳)は、両国が「人類に対する核兵器の脅威の除去という歴史的目標」を共有し、核軍縮のための「段階的プロセスの継続と加速」を追求するとしている。すなわち新START条約は「新START後の削減交渉」を当初から視野に入れた条約である。また「前文」が、戦略攻撃能力と戦略防衛能力の「相互関係の重要性が増大する」との認識を示し、ミサイル防衛という両国間にわだかまる問題をも取り込んだものとなっていることも重要である。もちろん、配備核弾頭数1550、配備弾道ミ

サイル及び重爆撃機700、配備及び非配備発射台及び重爆撃機800という発効後7年の削減目標は、「前文」が謳い上げる理念に比して余りにも小幅であるし、それらの「数え方」にも問題が多い²。これは「核なき世界」の志を低めるものである。また、大陸間弾道ミサイル(ICBM)と潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の弾頭を「核弾頭」に限定していないことによって通常戦力問題を新しい交渉課題に組み込まざるを得ない状況を作るとともに、通常戦力における新しい軍拡競争を誘発するなど、多くの問題を抱えている。

このような限界を持つ新START条約ではあるが、発効へと大きく前進させた米議会の批准承認を、ひとまずは前向きに評価したい。

上院決議の「条件」と「解釈」

新START批准承認を勝ち取るためにオバマ政権が支払った代償は大きかった。

今号の内容

新START、発効に向け前進

— 米上院「批准条件」の危険性

<資料>条約前文/上院決議/"CPGS"ファクトシート

<資料>NWCに対する各国のスタンス

【連載】被爆地の一角から(52)

米国流「中国脅威論」と日本 土山秀夫

【資料1】新START条約・前文

アメリカ合衆国及びロシア連邦(以下「当事国」という)は、

世界的な挑戦と脅威が、両国間の戦略的関係全般にわたる相互作用における新しい取り組みを求めていることを確信し、

よって相互の信頼、公開性及び予測可能性に基づく新しい戦略的関係を築くために努力し、

各々の核態勢を新しい関係に合致させることを願い、並びに核兵器の役割及び重要性をさらに縮小することを希求し、

1968年7月1日の核不拡散条約第6条の下における義務の完遂と、人類に対する核兵器の脅威の除去という歴史的目標の達成を誓約し、

核不拡散のために現在進められている世界的努力に対する強い支持を表明し、保有核兵器の安全性及び保安を維持し

つつ、核戦力の制限と削減のための段階的プロセスの継続を確かなものとし、同プロセスを新しく加速することを追求し、

安全保障の不可分性の原則に従い、戦略攻撃兵器の削減及び制限、並びに本条約が定めるその他の諸義務が両当事国の予測可能性、安定性、したがって安全保障を促進することを確信し、

戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器は相互に関連していること、及び戦略核兵器の削減に伴いこの相互関係の重要性が増大すること、並びに現在の戦略防衛兵器が両当事国の戦略攻撃兵器の適合性及び有効性を損なうものではないことを認識し、

通常能力ICBM及びSLBMが戦略的安定性に及ぼす影響に留意し、

21世紀という節目において、大幅かつ検証可能な保有核兵器の削減が、世界の状況に対して及ぼす積極的な影響を考慮し、

本条約の下において、現実に適合し、簡素化され、1991年7月1日の戦略攻撃兵器

の削減及び制限に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約(以下「START条約」という)に比してより低コストな遵守検証メカニズムを創出することを願い、

START条約が、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦、ウクライナ及びアメリカ合衆国によって履行されるとともに同条約が目指した削減水準が達成されたことを認識し、

1968年7月1日の核不拡散条約の下での非核兵器国としての、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国及びウクライナによる核軍縮及び国際的平和の強化への貢献に深く感謝し、

2002年5月24日の戦略的攻撃能力の削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約の履行を歓迎し、

以下のとおり合意する。

(訳:ピースデポ)

12月22日、上院が採択した「批准承認決議」(3ページ・資料2に抜粋)。以下「上院決議」という)は、大統領に多岐にわたる保証・説明・報告を義務付けるとともに、条約を骨抜きにしかねない多くの「条件」と「解釈」を示した。

(1) 通常型迅速グローバルストライク(CPGS)

上院決議は「通常弾頭を装備した将来の戦略射程兵器システムの開発」の意志に裏打ちされた、その計画に関する詳細な報告を「条約発効に先立って」議会に提出するよう大統領に求めた((a)条件(6))。10年4月の「核態勢見直し」(NPR)が打ち出した「通常型迅速グローバルストライク(CPGS)」システムの開発推進が新START条約批准の条件とされたのである。上院決議はさらにCPGSのような「戦略射程非核兵器システム」は、条約第V条2節で二国間協議の対象とされる「新種の戦略攻撃兵器」ではなく((b)解釈((3)-(A))、条約はそれら兵器の「研究、開発、実験、評価」さらには「配備」を「なんら制限しないとの解釈(同(B))」を示した。

12月13日に国務省が発表したファクトシート「通常型迅速グローバルストライクへの投資」(作成:国防総省。4ページ・資料3に全訳)によれば、国防総省が開発への投資拡大を誓約しているCPGS兵器には次の3つが含まれる。

- ①超音速技術飛行体-2(HTV-2):ブースターで大気圏内最上層まで上昇し、その後はマッハ20以上の超音速で滑空する、国防高等研究計画庁(DARPA)と空軍が共同開発中の兵器。10年4月に最初の飛行テストが行われ(失敗)、11年には2度目の飛行テストが予定されている³。
- ②通常弾頭型攻撃ミサイル(CSM):大気圏最上層を弾道ミサイルとは異なる軌道で飛行するミサイル。空軍が開発中。
- ③先進超音速兵器(AHW):①と同様な概念だが、射程距離がより短い。DARPAと陸軍が共同開発中。

これらの飛行体の飛行軌道は弾道軌道とは異なるので、新START条約で義務づけられた削減の対象とはならないというのが国防総省と上院の解釈である。

(2) ミサイル防衛

上院決議が示した解釈は、新START条約は第V条3節が禁止した「ICBM発射台やSLBM発射台のミサイル防衛への転用」に該当しない限り、ミサイル防衛に何らの制限も与えないというものである。国務省ファクトシート「弾道ミサイル防衛への投資」⁴は、この解釈にたつて「限定的な弾道ミサイル攻撃から本土、米軍部隊及び同盟国を守る」ために、11会計年予算に前年より7億ドル多い99億ドルを要求したと述べている。

(3) 核兵器複合体への投資

さらに上院決議は、批准承認の条件として備蓄核兵器管理プログラムと核兵器製造能力を維持することを挙げた。とりわけ、オバマ大統領が10年5月13日に「10会計年国防認可法」1251節にしたがって議会に提出した報告書(「1251報告書」)で示した「10年計画のレベル」における投資を義務づけたことは重要である((a)条件(9))。

1251報告は秘密文書であるが、要約が大統領府ファクトシート「新START条約は強力な核抑止力を維持する」として公表された。そこで大統領は新STARTの履行を前提として、今後10年にわたり、核戦略の3本柱(ICBM、SLBM、爆撃機)の近代化のために1000億ドル、核兵器複合体の持続と近代化のために800億ドルを投資することを約束した⁵。10年11月には、12会計年から16会計年の5年間に41億ドルを追加投資するという、計画の上方修正がなされた⁶。核兵器複合体への投資は、オバマ政権が新STARTへの共和党の同意を引き出すための最重点事項であった。2010年1月、「ウォールストリート・ジャーナル」にシュルツ元国務長官ら4氏とバイデン副大統領が相次いで投資拡大の重要性を力説する投稿を行ったことは記憶に新しい⁷。

この約束が上院決議によって法的拘束力をもつことになったことの意味は重大である。それでもなお、新STARTに対する共和党からの支持は限られたものであった。上院決議にこの条項を導入することに最も熱心であったジョン・キール議員自身が、批准承認投票では反対票を投じている。

何より危惧されるのは、これら「条件」と「解釈」が「新START後の削減交渉」の入り口を塞いでしまうことである。

【資料2】新START条約・批准承認決議

2010年12月22日、米上院秘密会

出席した上院議員の3分の2の賛成をもって、下記副節(a)の条件、副節(b)の解釈、並びに副節(c)の宣言を付して、(略)「新START条約」(条約文書111-5)の批准に助言と同意を与える。

(a) 条件—新START条約批准に対する上院の助言と同意は、大統領を拘束する下記条件を付してなされる。

(1) 遵守一般—ロシア連邦が新START条約の目標及び目的に合致しない行動をとり、もしくは違反し、それが合衆国の国家安全保障上の利益を脅かすと大統領が判断した場合、大統領は、

(A) 当該行動が新START条約の存続可能性及び合衆国の国家安全保障に対して持つ意味に関して、上院と協議しなければならない。

(B) 可及的すみやかに、ロシア連邦と新START条約における同国の義務の全面履行を目的とする最高位の外交交渉を追求しなければならない。そして、

(C) しかる後、上院に下記に関する詳細な報告を、すみやかに提出しなければならない。

(i) 新START条約の遵守が引き続き合衆国の国家安全保障上の利益であるか否か。

(ii) ロシア連邦の行動が合衆国の国家安全保障上の利益に与えた影響を、いかにして除去するか。

(2) 国家技術手段に関する大統領による保証と報告

(A) (略)

(B) 上院は、ロシア連邦による新START条約遵守の監視は高い優先順位の課題であり、それが不可能であることは、合衆国の国家安全保障への脅威を構成するとみなす。

(3) 削減 (略)

(4) 違反に関する時宜を逸さぬ警告 (略)

(5) 合衆国のミサイル防衛実験のテレメトリー—新START条約の発効に先立って、大統領は上院に対して、新START条約が、有効期間のどの時点においても、合衆国が新START条約第4条、議定書第7部及びテレメトリー情報に関する議定書付属文書の下で、下記発射に関するテレメトリー情報をロシア連邦に提供することが義務付けられないことを保証しなければならない。

(A) 新START条約議定書第1部・第44節に定義された、あらゆるミサイル迎撃体の発射。

(B) あらゆる衛星、ミサイル防衛用センサー及び迎撃対象物体の発射、並びに新START条約第3条・第8節に列挙された、

合衆国の現存する種類のICBM及びSLBMの第1段を利用したあらゆる発射。

(C) 新START条約第3条・第7節(a)に記載されたあらゆる発射。

(6) 通常型迅速グローバルストライク

(A) 上院は行政部局に対して、通常弾頭を装備した、将来の戦略射程兵器システムの開発に対する計画と意志を明らかにするよう要求する。この目的のため、新START条約発効に先立ち、大統領は上院軍事委員会及び外交委員会に、以下に関する報告を提出しなければならない：

(i) 現在開発中のすべての通常型戦略射程兵器の一覧。

(ii) (i)に列挙された各兵器の期待される能力に関する分析。

(iii) (i)に列挙された各兵器に対して、新START条約第2条の制限が適用されるか否かに関する叙述。

(iv) 各システムのコスト、リスク及び便益に関する見積り。

(v) 各システムの配備及びシナリオに対する代替案。

(vi) (i)に列挙された各システムと核システムの区別に資する手段、誤解及び当該システムが戦略的安定性を変化させかねないとの主張を招くリスクを軽減する手段の要約。

(B) (A)の報告書は、機密扱いの付属文書で補足することができる。

(C) 新START発効後のいかなる時であっても、大統領が、強固な核の三本柱を持続しつつ、新START条約第2条の制限に収まらない水準においてICBM及びSLBMへの通常弾頭の配備が必要であると判断した場合には、大統領は、かかる判断の理由に関してすみやかに上院と協議しなければならない。

(7) 合衆国のテレメトリー情報

(8) 二国間協議委員会

(9) 合衆国の核戦力の安全性、信頼性及び性能を確保するための誓約

(A) 合衆国は核戦力の安全性、信頼性及び性能の確保を誓約する。上院の認識は以下のとおりである。

(i) 合衆国は、新START条約の水準における合衆国の保有核兵器の安全性、信頼性及び性能を確保するとともに、生じうる国際状況の変化や技術的問題に備え、合衆国の政策に合致する抑止力を支持するために強固な備蓄管理プログラムを継続し、核兵器製造能力及び規模を維持する。

(ii) この目的のために、合衆国は諸核兵器研究所を維持し、それらが保有する核兵器における中核的競争力を保全する。

(iii) 合衆国は上記目的を達成するために必要な資金を、最低限2010会計年度国防認可法(公法111-84)1251節に

従い議会に提示された大統領の10年計画に示されたレベルにおいて提供することを誓約する。

(B) (略)

(10) 年次報告 (略)

(11) 戦略核運搬手段

(12) 戦術核兵器

(13) 特定施設の設計及び資金投入

(b) 解釈—新START条約の批准に対する上院の助言と同意は、以下の解釈によるものであり、それらは批准書に記載されなければならない。

(1) ミサイル防衛—ミサイル防衛に関して合衆国は次のとおり解釈する。

(A) 新START条約は、次に示す同条約第V条第3節の要件以外には、ミサイル防衛の配備を何ら制限しない。「両当事国は、ICBM発射台及びSLBM発射台をその内部にミサイル防衛用迎撃体を装着するために用いてはならない。さらに両当事国はミサイル防衛用迎撃体の発射台をその内部にICBM及びSLBMを装着するものに改造し、使用してはならない。本条項は、本条約署名前にミサイル防衛用迎撃体を内部に装着するように改造されたICBM発射台には適用されない」。

(B) (略)

(2) レール移動式ICBM (略)

(3) 戦略射程非核兵器システム—合衆国は次のとおり解釈する。

(A) 将来の戦略射程非核兵器システムは、新START条約の諸定義に合致しない限り、新START条約のいう「新種の戦略攻撃兵器」には該当しない。

(B) 新START条約のいかなる条項も、合衆国による、ブースターを伴い空気力学的に飛行する兵器を含む戦略射程非核兵器の研究、開発、実験及び評価を制約しない。

(C) 新START条約のいかなる条項も、戦略射程非核兵器システムの配備を禁止しない。

(D) 新START条約に以下の追加を行う場合には、新START条約の修正が必要である。修正は米国にあっては合衆国憲法第2条第2節2に定められたとおり、上院の助言と同意によってはじめて有効となる。

(i) 合衆国による、ブースターを伴い空気力学的に飛行する兵器を含む戦略射程非核兵器システムの研究、開発、実験及び評価に対する制約。

(ii) 二国間協議委員会の主催の下で合意される制約もしくは禁止を含む、上記システムの配備の禁止。

(c) 宣言 (略)

(訳：ピースデポ)

ロシア議会の反発

メドベージェフ・ロシア大統領は、12月24日のオバマ大統領との電話会談で、新STARTの早期批准をあらためて約束した。しかし、ロシア議会の中には米上院決議への強い反発が存在する。その理由に挙げられているのが、「ミサイル

防衛システムと戦略攻撃兵器の関係」を否定していること、条約の対象に含まれていないレール移動式発射台に配備されたICBMを事実上対象に含めようとしていること、さらにはCPGS推進の方針を示していることだとされている⁸。

ロシア連邦議会のデュマ(下院に相当)は、条約批准プロ

セスにおいて行われる「読会」を、通常の1回から3回に拡大しロシア側の解釈について慎重審議を行っている。11年1月14日、デュマの第2回読会で可決された新START批准法案(連邦法382931-5)⁹の第2条が示す「解釈」には以下が含まれている。

※ロシアが、ミサイル防衛に打ち勝つように改良された新種の兵器の開発、実験、製造及び配備を行うことは条約により制限されない。

※新START条約の条項及び数え方のルールは、新種の戦略攻撃戦力、さらにはすべての戦略攻撃兵器に拡張すべきものである。

※上記のような拡張適用は二国間協議委員会の議題とされるべきである。

また決議は、「米国、他の国もしくは国家集団」によって以下を含む行為が行われた場合には、ロシアは「脱退権を行使する」としている。

※ミサイル防衛システムがロシアの戦略核戦力の有効性を著しく損なう場合。

※戦略攻撃兵器の増強、もしくは軍備拡張における決定がロシアの国家安全保障を脅かす場合。


※ロシアの早期警戒システムを妨害するような兵器の開発が行われた場合。

ロシア議会の批准の方針は不変であるので、新STARTの発効は間違いないであろう。しかし米上院決議とデュマ決議を対比した時、両者の隔たりは深刻である。

米国NGOの反応、そして日本の市民は…

米国の反核NGOの新START条約への評価は、大きくいえば次の二つの立場に分かれている。一つは、上院決議に示された条件を批判しつつも、それを「核なき世界」への足がかりであるとして歓迎する立場であり、もう一つは、上院決議を見れば(あるいはそれがなくとも、元来)新STARTは無力であるという立場である。前者の中には、CTBT批准承認を次なる課題とし、それに集中することを呼びかけるグループがある¹⁰。前・後者に共通するのは核兵器複合体への途方もない投資増額を止めなければならないという問題意識で

ある。投資増額は、「ポークバレル」(地元への利益誘導)ではないのかとの批判がマスメディアからも出始めている¹¹。このような中で、核兵器複合体の施設増強計画に対する情報公開請求と訴訟などの運動¹²が活性化される一方、国家財政赤字によって軍事費全体が削減されようとしている中での突出した投資を問おうという運動が提案されている¹³。

翻って、今、日本がなすべきことは何だろうか。「新STARTの次の交渉」に関して、米口の思惑は一致していない。たとえば、ロシアは戦略核のさらなる削減が可能であると考え、米国では戦術核における不均衡の解消の必要性が強調されている。米口交渉を待つだけでは局面は開けない。「核なき世界」実現に向けた強い世界的な世論に応える姿勢を示す日本独自の行動を示すことが重要である。米口のさらなる核削減交渉は、本論で示したようにさまざまな領域の問題に関係せざるをえない。それをのり超えるためには、「核なき世界」を追求する政治的意志を行動で示す有力な政府の登場が求められる。日本の市民社会や自治体が「北東アジア非核兵器地帯」や「非核法制定」に関する要求を強めることは、日本をそのような政府へと転換させる強い圧力となるはずである。(田巻一彦、梅林宏道) 

注

- 1 「戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約」(2010年4月8日署名)。条約と議定書の全文はホワイトハウスのブログ。www.whitehouse.gov/blog/2010/04/08/new-start-treaty-and-protocol
- 2 本誌351-2号(10年5月15日)。
- 3 10年4月26日「スペースニュース」。
- 4 www.state.gov/t/avc/ris/152731.htm
- 5 本誌358-9号(10年9月1日)に抜粋訳と解説。
- 6 「1251報告アップデート(2010年11月)―新START条約の枠組みと核戦力構成計画」。NGO「ロシアアモス研究グループ」のウェブサイトにて全文。www.lasg.org/CMRR/Sect1251_update_17Nov2010.pdf
- 7 本誌346号(10年2月15日)に各投稿全文。
- 8 10年12月27日「ロシアの声(ウェブ版)」。
- 9 パベル・ボドヴィックによる簡易的な英訳が、ブログ「ロシア戦略核戦力」にある。
http://russianforces.org/blog/2011/01/duma_sets_its_own_understandin.shtml
- 10 例えば「憂慮する科学者同盟」。
<http://allthingsnuclear.org/post/2419317925/ucs-statement-on-ratification-of-new-start>
- 11 10年12月22日「ニューズウィーク(電子版)」。
- 12 例えば「トライバレー・ケア」。www.trivalleycares.org/
- 13 例えば「ニュークリア・ウォッチ」。www.nukewatch.org/index.php

【資料3】米国務省ファクトシート 「通常型迅速グローバルストライクへの投資」

12月13日 軍備管理・検証・遵守局
(作成:国防総省編)

要点:新START条約は現在合衆国が計画している通常迅速グローバルストライクに如何なる規制も加えない。

抑止力及び戦争遂行能力の強化のための行政府の努力の一環として、合衆国は、高価値標的に対する一刻を争う攻撃能力を開発するために、通常型迅速グローバルストライク(CPGS)能力の評価を行っている。国防総省(DOD)の現行計画では、適切なCPGS能力の研究及び開発のためには今後5年間(2011から2015会計年)に10億ドルが必要である。

DODは現在、CPGS能力を含む長距離攻撃オプションに関する調査研究を行っている。この調査研究の成果は2012会計年予算

要求に反映されるであろう。

2010年8月、DODは2010会計年「迅速グローバルストライク概念の見直し」報告書を議会に提出した。同報告書は、2010会計年大統領予算要求に盛り込まれた予算要求(1億6560万ドル)を見直すためのものであった。2010会計年の支出は、米大陸に配備されるCPGS能力の開発と実証に焦点を置くものであった(潜水艦に配備される能力も同時に検討された)。現在の検討対象には以下が含まれる:

・**超音速技術飛行体-2(HTV-2)工学実験** -DODは、HTV-2の開発と飛行実験のために、2003会計年から2011会計年の期間に3億800万ドルを国防高等研究計画庁(DARPA)に対して投資するであろう。必要経費は今年4月の飛行テストが未完に終わったことを受けて見直された。

・**通常弾頭型攻撃ミサイル(CSM)** -DODは2008会計年から2013会計年にかけて、空軍に対してCSMの作戦能力達成のために4億7,700万ドルの投資を計画している。

・**先進超音速兵器(AHW)工学実験** -DODは2006会計年から2011会計年にかけて陸軍に対してAHWの飛行実験のために1億8,000万ドルを投資するであろう。

新START条約の下で、米国は、地球上のいかなる標的に対しても1時間以内に打撃を与えると期待されるCPGSシステムの配備が許され、これら概念及びシステムの研究、開発、実験、評価は何らの制約も規制もされない。従来型軌道の大陸間弾道ミサイルは同条約の下での説明義務の対象となろうが、同条約の存続期間中において、合衆国が弾道ミサイルへの通常弾頭配備を追求することは禁止されていない。さらに、合衆国は新START条約の交渉の中で、我々は同条約の定義に合致しない(例えば、推進誘導システムを有し、弾道軌道を飛行しない)非核長距離システムは、条約上の説明義務の対象外であることを明言してきた。

(訳:ピースデポ、強調は編集部)

2010年NPT再検討会議では、核兵器禁止条約(NWC)に留意するとの文言が初めて最終文書に盛り込まれた。核兵器のない世界への道筋を描く上で、各国政府がNWCに対してどのような立場をとっているかを見ることは極めて重要である。ここで紹介するのは、国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」による包括的な評価¹である。NWCに向けた交渉の早期開始を求める国連総会決議「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(「マレーシア決議」)に対する投票行動²やNPT再検討会議での発言などを主な素材として評価が行われている。(編集部)

注: 1 www.icanw.org 2 本誌367-8号(2011年1月15日)参照。

■評価規準:

★★★★「強く支持」

国連総会及び核不拡散条約再検討会議のような国際的な場において、NWCを明確に提唱している国。

★★★「支持」

国際的なフォーラムにおける声明または投票においてNWCを支持しているが、実際にイニシアティブを発揮したり、交渉を促進するよう活発に行動はしていない国。

★★「不熱心」

典型的にはマレーシア決議への投票を棄権し、またはNWCを支持する他の態度表明を控えている、あるいは条件付きもしくは極めて限定的に支持している国。

★「懐疑的」

典型的にはマレーシア決議に反対票を投じ、あるいは反対意見を表明し、そして、そのような態度が正しいと確信している国。

■各国政府の立場の概観

1) ★★★★★ 「強く支持」: 54か国。

アルジェリア、オーストラリア、バングラデシュ、ベニン、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、チリ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エジプト、フィジー、グアテマラ、バチカン市国、ホンジュラス、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、ラオス、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、マリ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ミャンマー、ニカラグア、フィリピン、カタール、セネガル、シンガポール、南アフリカ、スイス、シリア、タイ、東チモール、チュニジア、タンザニア、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

2) ★★★ 「支持」: 88か国。

アフガニスタン、アンゴラ、アンティグア・バブーダ、アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バルパドス、ベリーズ、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルンジ、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、中国、コモロ、コートジボアール、朝鮮民主主義人民共和国、コンゴ人民共和国、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、インド、アイルランド、ジャマイカ、クウェート、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、マラウイ、モルジブ、マルタ、モーリタニア、モリシャス、モザンビーク、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、ルワンダ、セントクリ

ストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、タジキスタン、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、バヌアツ、ザンビア

3) ★★ 「不熱心」: 21か国。

アンドラ、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カナダ、クロアチア、キプロス、フィンランド、ドイツ、アイスランド、日本、キルギス、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア、ナウル、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン

4) ★ 「懐疑的」: 29か国。

アルバニア、ベルギー、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フランス、グルジア、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、イタリア、ラトビア、モナコ、リトアニア、ルクセンブルク、モンテネグロ、オランダ、パラオ、ポーランド、ポルトガル、ロシア連邦、スロバキア、スロベニア、スペイン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トルコ、英国、米国

■本アップデートの注

今回のアップデートは、2010年9月の国連事務総長召集の会合を含む2010年後半のジュネーブ軍縮会議(CD)及び国連総会第1委員会等における各国の態度表明を勘案して行った。

*直前のバージョンからの変化

- 3つ星から4つ星へアップグレード: 26か国
ベナン、ブルネイ、ブルキナファソ、カンボジア、コンゴ、キューバ、エクアドル、フィジー、グアテマラ、ホンジュラス、イラク、ヨルダン、ラオス、マダガスカル、マリ、モンゴル、ミャンマー、シンガポール、南アフリカ、シリア、タイ、タンザニア、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ
- 2つ星から4つ星へのアップグレード: カザフスタン
- 2つ星から3つ星へのアップグレード: タジキスタン
- 1つ星から2つ星へのアップグレード: アイスランド

*前のバージョンとの国数比較

| 2010年 | 12月 | 8月 |
|-------|-----|-----|
| ★★★★ | 54 | 27 |
| ★★★ | 88 | 113 |
| ★★ | 21 | 22 |
| ★ | 29 | 30 |

■主要20か国の立場

訳注: 原文では全国連加盟国について記載されているが、ここでは主要20か国を抜粋した。

1) **ブラジル** ★★★★★
NWCに対する強い支持を表明。10年国連総会第1委員会では、NWCに関する交渉の即時開始が、特定の時間枠での核兵器の完全廃棄を促進すると主張した。(略)マレーシア決議の主要提案国の1つ。(略)

2) **コスタリカ** ★★★★★

NWCへの強い支持を表明し、その指導的な提唱国。市民社会が作成したモデルNWCを97年に国連に最初に提出した。(略)10年国連総会第1委員会では、「今や核兵器を禁止する、普遍的で法的拘束力がある条約をつくるために必要な準備プロセスを始めるべき時だ」と主張した。(略)10年2月、コスタリカ議会は、核軍縮に関する国連事務総長の5項目提案とNWCを促進する決議を満場一致で採択した。(略)

3) **マレーシア** ★★★★★
長きにわたりNWCを提唱してきた。07年

にはコスタリカと共に、市民社会が作成した改訂モデルNWCを国連に提出した。10年NPT再検討会議では、核兵器国が過去の誓約を履行し、NWCにより、それらの核兵器の完全廃棄を達成することによって主導力を発揮するよう求めた。

4) **スイス** ★★★★★
NWCへの支持を表明。10年NPT再検討会議では、(略)究極的には新たな条約による核兵器の禁止に取り組みなければならないと主張し、NPT最終文書が、NWCに関する議論を促すことへの期待を表明した。

国連総会第1委員会では、各国が「グローバルゼロを達成し、核拡散防止を強めること」に真剣であるならば、「かつて発明された物の中で最も非人道的な兵器を、非合法化する包括的な法的枠組みに向けた新たなアプローチが必要である」と発言した。(略)10年9月の中堅国家構想(MPI)会議では、「今こそ核兵器を非合法化する時である、そして、すべての国から核を葬り去らねばならない」と述べた。マレーシア決議に賛成したが、以前は棄権していた。

5) 中国 ★★★

NWCへの限定的支持を表明。10年NPT再検討会議では「NWCを含む段階的な行動で構成された、実行可能で長期的な計画を適切な時期に開発することを支持する」と表明。マレーシア決議に賛成している唯一のNPT核兵器国。08年の世論調査では、中国市民の83%がNWC支持、14%が反対。

6) 北朝鮮 ★★★

マレーシア決議に賛成。非同盟諸国で構成するCD・G21グループの一員として核軍縮への強いコミットメントを表明し、NWCを含む期限付きでの核兵器の完全撤廃のための段階的プログラムに関する作業を始める用意のあることを明言している。しかし、これらNWC支持の一般的表現は集団(G21)への帰属意識に関係しており、必ずしも自身が条約の交渉への準備があることを示してはいない。(略)

7) インド ★★★

NWC支持を表明してきた。10年マレーシア決議の提案国の一つ。09年9月、首相は演説で、核兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用を禁止し、期限付きでの核兵器の完全廃棄を規定する条約に関する提案を繰り返した。これは88年国連総会に提案された「核兵器廃絶と非暴力の世界秩序のためのラジブ・ガンジー計画」に含まれるものであった。(略)08年の世論調査では、62%がNWCを支持、20%が反対。

8) ニュージーランド ★★★

マレーシア決議を支持。10年NPT再検討会議の会議期間中、ニュージーランド議会は、NWCの検討を含む5項目提案を前進させるために、政府が他国と協働することを求める決議を満場一致で採択した。10年6月、軍縮軍備管理大臣は、NGOへの書簡で、「(略)最終的には、法的拘束力のある仕組みが必要であると認識している」と述べている。しかし、「時期が適切で、我々の努力が最も大きな影響力を持つようなタイミングで交渉を始めることが重要である」こと、またNWC交渉に入る前に「はるかに多くの作業が行われる必要がある」と信じてるとも述べた。

9) パキスタン ★★★

マレーシア決議に賛成。CD・G21グループの一員。(略)しかし、NWC支持の一般的表現は集団への帰属意識と関係しており、パキスタンが、必ずしも条約交渉に関する用意があることを意味しない。08年の世論

調査では、NWCに46%が賛成、41%が反対であった。(略)

10) オーストラリア ★★

長期的にみれば核兵器のない世界の達成のためにはNWCが必要であると認識している。しかし、条約交渉提唱の意志は表明していない。10年NPT再検討会議後のICAN宛て書簡で、当時の外務大臣は、政府は「NPT再検討会議が軍縮に関する国連事務総長の5項目提案に言及したことを歓迎する。しかし、当面の、より短期的な目標であると考えられる外交努力、すなわち包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効と兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉に焦点を合わせる」と述べた。(略)10年8月の連邦議会選挙に向けて、労働党はNPT再検討会議が国連事務総長の5項目提案に言及したことは歓迎すべきであるとしたが、NWCを前進させることは公約しなかった。(略)ハワード首相率いる自由・国民党連立政権の下で、マレーシア決議には反対してきたが、10年は棄権に回った。(略)

11) ドイツ ★★

「核軍縮は、包括的なアプローチによってではなく、実際のステップによる漸進的プロセスによって達成されるのが最も良い」との確信から、マレーシア決議に反対している。しかし、10年3月、ドイツ議会は、政府に対して完全な核軍縮達成を目的とする様々なアプローチについての議論やNWCに関する議論に積極的な役割を果たすよう、超党派で求めた。07年の世論調査では、95.4%がNWCに賛成している。

12) 日本 ★★

これまで国連総会において、NWCに関する多国間交渉の早期開始は時期尚早としてきた。(略)核軍縮及び核不拡散における安定した、段階的な進展を達成する具体策をとらなければならないとしている。毎回、マレーシア決議は棄権し、決まって投票説明を提出している。10年の投票説明は、(略)国際司法裁判所の勧告的意見を支持するとしつつ、その義務の履行のためには「核兵器国も関与する核兵器完全廃棄に向けた更なる実際的なステップと効果的な措置を採らなければならない」と述べ、NWCというアプローチは「これとは異なる」と主張した。(略)08年、日豪政府が設立した核不拡散と核軍縮に関する国際委員会(ICNND)は、(略)報告書で、中期的に重要なプロジェクトとして、NWCの開発、改良とその必要性に関する国際的理解と受容を形作ることがあり、この詳細な作業を今、政府の支援の下で開始させない理由はない、と述べている。(略)

13) 大韓民国 ★★

マレーシア決議には棄権。10年NPT再検討会議や10年9月のCDハイレベル会合において、核軍縮のための5項目提案を含む国連事務総長のリーダーシップに感謝の意を表明した。08年の世論調査では市民の86%がNWCに賛成している。

14) ウクライナ ★★

マレーシア決議には棄権。08年世論調査では、NWCに80%が賛成、反対は7%。

15) ベルギー ★

核軍縮は、包括的なアプローチではなく、実際のステップによる漸進的過程を通じて達成されるのが最も望ましいとの信念から、マレーシア決議に反対。10年9月のCDハイレベル会合では、EUを代表して、核軍縮に関する国連事務総長の5項目提案によって提起された国際的な議論を歓迎する演説をした。(略)09年10月、核兵器を禁止するためにベルギー憲法の修正を求める法案がベルギー議会に提出されたが、不成立に終わった。(略)

16) フランス ★

マレーシア決議に反対。08年の世論調査では、86%がNWCを支持、12%が反対している。09年、議会上院に、政府が10年NPT再検討会議でNWCを導くような実際のステップを支持するよう求める決議案が提出されたが、採択されなかった。

17) イスラエル ★

マレーシア決議に反対。08年の世論調査では67%がNWCに賛成、25%が反対。

18) ロシア ★

マレーシア決議に反対。08年の世論調査では69%がNWCに賛成、14%が反対。

19) 英国 ★

マレーシア決議に反対。09年、外務省政策情報は、NWCは、核兵器の最終的な禁止制度を確立するために必要であろうが、それを可能にするために必要な他の多くの条件が、いまだ整っておらず、現在のところ時期尚早で非生産的であると主張した。10年6月、この問題に関する議会の質問に対して、新政府の担当大臣は(略)「核のある世界の軍縮が達成され、NWCが全面的に支持されるようになる前に、様々なことが実行されなければならない」と述べた。(略)09年11月、NWC交渉に対する拡がりつつある国際的な支持を念頭におき、政府に対し条約の交渉を支持するよう求める138議員による正式動議が議会に提出された(不採択)。08年の世論調査では81%がNWCに賛成、17%が反対している。

20) 米国 ★

マレーシア決議に反対。10年NPT再検討会議では、NWCは短期的には達成不可能であり、したがって現在進行中の軍縮への段階的アプローチへの現実的な代替手段にはならないと主張、(略)FMCT交渉に先立ってNWCを交渉することは不可能であるとした。10年の国連総会第1委員会では、「NWCを交渉しようという非現実的な飛躍よりも、むしろ核軍縮への実際的で段階的なアプローチを支持する」と表明した。10年4月の核態勢見直し(NPR)はNWCに触れていない。08年世論調査では、77%がNWCを支持し、反対は20%であった。

(訳:ピースデポ)

警察官か自警団員か

このごろ安全保障の軍事面においては、米中両国の関係が何かときしみを増してきている。

中国軍部が南シナ海と東シナ海を「内海」として「第1列島線」内にあるとみなすのに対して、米国は南シナ海での航行の自由を主張し、米海軍の調査船をしきりに立ち入らせたりする。中国軍が米空母の接近を阻止するための対艦弾道ミサイル開発を進める一方、独自の空母建造計画を発表するや、米軍はこうしたエリア接近拒否の動きに対して、核兵器搭載可能な新たな長距離爆撃機の開発に着手しようとしている。

またどの程度たしかなのかは疑わしいが、中国軍の戦略核ミサイル部隊の内部文書として、もし敵国が原子力発電所や水力発電所、首都を含む重要都市を攻撃すると威嚇したり、戦局が極めて不利となり、国家存続の危機に直面した場合などには、「核の先制使用」を慎重に検討しなければならない、とされていることが伝えられている。

米中双方の軍事的緊張関係について、日本における論調は圧倒的に中国の膨張主義や、めざましい経済発展に自信を得たナショナリズムに基くもの、として極め付ける傾向が強い。言うまでもなく昨年9月の尖閣諸島周辺での中国漁船衝突事件の記憶は日本人にとってまだ生々しいし、また南シナ海でのベトナム、フィリピン、インドネシアとの間の同様な紛争も見聞されている。加えて中国が過去21年間、毎年10パーセントを上回る国防費の増加やその内容の不透明さなどを指摘されると、自然と“中国脅威論”が浮上してくるのも分からないではない。

しかし視点をアジアという地域にしぼって米中両国を見直してみると、日本は果たして欧米流の脅威論に乗るだけでいいものであろうか。かつて米国防総省の秘密文書はこう告げていた。「冷戦後にくるものは多極の世界では

なく、米国の『一極覇権』でなければならない。その際、国連や他国の協力は必須条件であってはならず、また西欧、アジア、旧ソ連地域において、米国と競合しうる大国の台頭は阻止されなければならない。米国が国際秩序を維持し、緊急を要する危機に有効に対処しうるためには、必要ならば単独で行動できる条件が整備されるべきである…」。

つまり米国は世界の警察官として振舞うのが使命であり、領土こそ求めないが覇権を貫く姿勢がどの地域に対しても必要というのだ。ブッシュ政権の、殊にその1期目はこの点を地を行く政策を強行した。オバマ政権はより柔軟性のある中国外交を展開しているものの、軍部の基本方針はそれほど変わっていないとは思えない。一方、中国の立場に立ってみれば、自ら「内海」と宣言したいわば領海内である南シナ海と東シナ海に、公然と米国の第7艦隊の艦船が出没し、日本や韓国との同盟関係を名目にして、頼みもしないのに警察官然として干渉されては迷惑だ。13億の中国人口を養うための海洋資源探しとその軍事的護衛は、単に自国を守るというだけではない。戦後アジア国家が失いかけているアジア人としての心、面子の問題でもあるのだ、と恐らくそう言いたいのではあるまいか。

では米中と密接不可分の関係にある日本はどうあるべきだろうか。英外務省のサイモン・フレイザー次官はこう指摘する。「対中包囲網などの協力態勢は不適切で逆効果だ」とした上で「中国のパワーを考えれば最近の自己主張は決して不合理ではない。それを止めさせようとするのは誤りだ。中国やインドの新興大国を国際体制に取り込むためには、これまで西側クラブの体制であり過ぎた国連安保理や国際通貨基金(IMF)などの国際機構こそ改革すべきだ」と語っている。日本にとって傾聴に値する冷静な意見ではないか。



特別連載エッセー●52

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。
過去4回開かれた「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」の前実行委員長。
2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

日誌

2011.1.6~1.20

作成：塚田晋一郎、阿部恵美子

DOD=(米)国防総省/ICBM=大陸間弾道ミサイル/NYT=ニューヨーク・タイムズ

- 1月6日 ゲーツ米国防長官、12会計年度から5年間の国防予算を780億ドル削減し、陸軍・海兵隊を最大で約4万7千人縮小する計画を発表。
- 1月6日 ゲーツ米国防長官、核兵器搭載可能な新長距離爆撃機の開発を「空軍の主要な新規投資分野」と位置付ける。
- 1月9日 イランのサレヒ原子力庁長官、燃料棒の自国製造が可能になったことを明らかに。同国ファルス通信。
- 1月10日 北沢防衛相と韓国の金寛鎮防衛相がソウルで会談。日韓防衛協力などを議論。防衛協議の定例化で合意。
- 1月10日 ゲーツ米国防長官と中国の梁光烈国防相が北京で会談。軍事交流の強化で一致。
- 1月10日 米空母カール・ビンソン機動部隊と海上自衛隊、長崎県五島列島沖の東シナ海で共同訓練。11日、同空母が韓国・釜山に寄港。
- 1月11日 ゲーツ米国防長官、北朝鮮が5年以内に米国に直接の脅威を与えるICBMを開発する恐れがあると懸念を表明。
- 1月11日 中国軍次世代ステルス戦闘機「殲20」の試作機が、初の試験飛行。
- 1月12日 ゲーツ米国防長官、中国軍の戦略核ミサイル部隊「第2砲兵部隊」司令部を視察。
- 1月13日 北沢防衛相、ゲーツ米国防長官との会談で、日米で共同開発中の迎撃ミサイル「SM3ブロック2A」の輸出について、年内をめどに結論を出す考えを伝える。
- 1月13日 韓国の金星煥外交通商相、北朝鮮ウラン濃縮は「核兵器を作る意図とみられる」と述べる。聯合ニュース。
- 1月14日 ゲーツ米国防長官、ソウルで金寛鎮韓国国防相と会談。北朝鮮が韓国に提案している南北対話の実現は、北朝鮮の態度の変化が必要との認識で一致。
- 1月14日 ネパール政府、第1回「ゴータマ・ブッダ国際平和賞」を秋葉広島市長と田上長崎市長に贈ることを発表。
- 1月16日 韓国国防高官、3月と8月実施の韓米合同軍事演習「キーリゾルブ」と「乙支フ

「武力は悲劇しか生まない」ピースデポ第12回総会記念シンポジウム 北東アジアに非核・軍縮の仕組みを

2011年2月26日(土)

午後1時半～4時半(開場1時15分)
日本青年館・501会議室

総会：2月27日(日)10時～13時
恵比寿スバルビル・402会議室

第1部：北東アジアのいま

- 特別講演：「韓国ジャーナリストの視点から」
金孝淳(キム・ヒョソン/「ハンギョレ新聞」大記者)
- 北朝鮮核開発の新段階と私たち
梅林 宏道(ピースデポ特別顧問)

第2部：北東アジアの非核・軍縮の仕組みへの市民社会の役割
(パネルディスカッション)

リーダムガーディアン」に、今年から予備役大隊が参加すると明らかに。

- 1月16日付 NYT、イランのウラン濃縮を妨害するため、イスラエルが米国と協力し、コンピュータウイルス試験をしていたと報じる。
- 1月19日 オバマ米大統領と胡中国国家主席がホワイトハウスで会談。共同声明で、6か国協議再開を関係国に呼びかける。
- 1月19日付 朝鮮日報、米韓両国が射程300キロ以上の弾道ミサイル保有を制限している覚書の改定協議を始めたことと報じる。

沖繩

- 1月7日 キャンプ瑞慶覧で、在沖米四軍調整官交代式。グラック中將が就任。
- 1月7日 米オバマ大統領、11会計年国防認可法に署名。同法は成立。海兵隊グアム移転費は政府原案から70%削減。
- 1月10日 岡田民主党幹事長、09年衆院選公約の地位協定改定は、普天間辺野古移設の日米合意履行が前提との認識を示す。
- 1月10日 安里宜野湾市長、岡田民主党幹事長と会談。普天間騒音規制など日米合意の順守を米側に働きかけるよう要請。
- 1月10日 米カリフォルニア州ペンドルトン基地所属海兵隊、部隊展開計画のため1200人以上が嘉手納基地へ到着。約6か月間の訓練予定。
- 1月11日 沖繩防衛局、高江ヘリパッド建設予定地で測量や土嚢設置作業。
- 1月12日 真部防衛局長、沖繩周辺海域の提供区域外における米軍訓練の容認はありうるとの認識を示す。
- 1月12日 DOD実用試験評価本部、オスプレイの飛行可能率を57%とし、「任務への有用性が低い」とする年次報告をまとめる。
- 1月13日 ゲーツ米国防長官、菅首相、前原外相、北沢防衛相らと相次いで会談し、普天間移設「パッケージ論」を強調。
- 1月13日 嘉手納町議会、外来機の飛来中止や爆音解消策の確立などを求める抗議決議・意見書を全会一致で採択。

見書を全会一致で採択。

- 1月13日 真部防衛局長ら、高江ヘリパッド反対市民のテントが米軍ヘリのホバリングで破損したとされる件で現場確認。米軍を再聴取する見解を示す。
- 1月14日 菅改造内閣発足。枝野官房長官が沖縄担当相を兼務。
- 1月17日 沖繩防衛局が普天間辺野古移設へ向けた地元調整拠点「名護防衛事務所」を辺野古に開設することが判明。
- 1月17日 米アラスカ州エレメンドルフ基地所属のF22戦闘機7機が嘉手納に飛来。F22計15機の飛来が完了。
- 1月17日 県内外の学者・文化人ら、米軍再編交付金支給を打ち切られた名護市を「ふるさと納税」で支援するよう呼びかける。
- 1月18日 県、嘉手納以南の米軍施設返還後の跡地利用に関し、事業は国が主体で行うことなどの要望を表明。
- 1月18日 防衛省、ギンバル訓練場返還手続きを、今夏をめどに進める方針固める。
- 1月19日 三市町連絡協議会(嘉手納町、沖繩市、北谷町)、沖繩防衛局や外務省沖繩事務所、嘉手納基地を訪問。外来機の一時配備に抗議し、飛来中止を求める。
- 1月20日 日米両政府、嘉手納基地所属機のグアムへの一部訓練移転で合意。最大で1回20機程度が約20日間、訓練移転。

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CPGS=通常型迅速グローバルストライク
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- DARPA=(米)国防高等研究計画庁
- DOD=(米)国防総省
- FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約
- ICBM=大陸間弾道ミサイル
- NPR=(米)核態勢見直し
- NWC=核兵器禁止条約
- SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル
- START=戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでに登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。
- 「入会または定期購読の更新をお願いします。」：メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、阿部恵美子、岡本高明、津留佐和子、中村和子、野村彩夏、宮野史康、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道